

ARDF 競技の審判員に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、ARDF 競技大会実施規程第2条の規定に基づき ARDF 競技の審判員に関する事項を定めることを目的とする。

(審判員の資格の種別等)

第2条 審判員の資格の種別は、次のとおりとする。

(1) A級審判員

B級審判員資格者証を有する者であって、公認、支部、地方、全日本競技大会又は IARU の主催する競技大会において、審判員等（審判員、審判長、裁定長及び実行委員会委員をいう。以下同じ。）として2回以上従事した者

(2) B級審判員

第4条第4項に規定する ARDF 審判員講習会の履修証明書を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として ARDF 委員会が認めた者

(3) C級審判員

A級審判員資格者証を有する者が行うC級審判員養成教育を受講し、その受講証明書を有する者

2 前項の資格を有する者（以下「審判員資格者」という。）が競技大会（公認、支部、地方及び全日本競技大会をいう。以下同じ。）において、従事することができる審判に係る担当業務は、別表のとおりとする。

3 会長は、第1項に掲げる資格に該当する者からその資格者証を交付されたい旨申請があり、その申請者が、次の各号の条件を満たしていると認めるときは、該当する資格者証を交付する。

(1) A級又はB級審判員は、満18歳以上の者であること

(2) A級審判員の場合、資格者証の申請時に連盟の会員であること

4 資格者証の有効期間は、交付の日から5年を経過した年度末（3月31日）までとする。ただし、更新は妨げない。

5 A級審判員資格者は、資格者証の更新の際、連盟の会員名簿に記載されていないなければならない。記載されていない場合は、B級審判員に降級する。

6 削除

7 審判員資格者は、資格者証に記載した呼出符号又は氏名等の事項に変更を生じたとき並びに資格者証を汚し、破り又は失ったときは、資格者証の再交付を受けなければならない。

8 資格者証の更新をしようとする者は、別に定める様式の申請書に次の書類を添付して会長に提出する。ただし、連盟が派遣した場合は書類の添付を省略することができる。

(1) 資格者証の交付の日以降に開催された競技大会の審判員等としての ARDF 競技大会の実施規程第10条に規定する従事証明書又は IARU の主催する競技大会の従事証明書

(2) 第3条に規定する研修証明書又は講師従事証明書

9 第1項(3)に規定するC級審判員養成教育は、A級審判員資格者証を有する者が随時実施できるものとし、審判員の担当業務に関する知識の要点について3時間以上の教育を実施するものとする。教育を行ったA級審判員は、受講者に対して受講証明書を発行する。この教育について、原則として受講料は徴収しない。

10 資格者証の申請、訂正、再交付及び更新に関する手続的事項並びに手数料等については、別に定める。

(失効した資格者証の復活)

第2条の2 資格者証が失効したため資格者証の復活を希望する者について、下記のいずれかに該当する場合は、交付申請を行う事によりその資格者証を復活させることができる。

(1) A級、B級又はC級審判員資格者証が失効している者で、ARDF委員会の行う審判員の担当業務に関する知識について検証を受けた場合。

(2) A級審判員資格者証が失効している者で、第4条に規定する審判員講習会を受講した場合。

2 B級審判員資格者証が失効している者で、前項(1)により資格者証の復活をする場合、失効した資格者証の有効期間内に公認、支部、地方、全日本競技大会又はIARUの主催する競技大会において、審判員等として2回以上の従事経験を有する場合はA級審判員として交付申請することができる。

3 A級審判員の交付申請を行う場合、失効したB級審判員資格者証の有効期間内における審判員等の従事経歴は有効とする。

(審判員資格者の研修会)

第3条 ARDF委員会は、競技大会の実施方法の改正の周知等のため、審判員資格者を対象とする研修会を開催することができる。

2 ARDF委員会は、前項の研修会の出席者及び講師に対してそれぞれ別に定める様式の研修証明書及び講師従事証明書を発行する。

(審判員講習会の開催等)

第4条 ARDF審判員講習会(以下「講習会」という。)を開催することができる者は、満20歳以上の連盟の会員、登録クラブ、連盟支部及び連盟地方本部とする。

2 講習会を開催しようとする者は、開催予定日の2箇月前までに、別に定める様式の審判員講習会開催申出書2通をARDF委員会に提出するものとする。

3 講習会の運営経費は、原則として参加費によって賄うこととする。

4 講習会の開催者及び講師は、講習会の所定の科目を履修した者に対して別に定める様式の履修証明書を付与する。

5 講習会の開催者は、講習会終了後速やかに別に定める様式の履修者名簿をARDF委員会に提出するものとする。

6 ARDF委員会は、講習会に関して不正の行為があったと認めるときは、その不正行為に関係のある者について、履修証明書を無効とする等の処分を行うことができる。ただし、処分を行うときは、不正行為関係者にその内容を通知するものとする。

(講習会の授業時間等)

第5条 講習会の授業科目、授業時間、使用教材等は、ARDF 委員会が別に定める。

2 講習会の講師は、ARDF 委員会が別に定める者を派遣する。この場合の交通費等の実費は連盟から支給する。

(改廃)

第6条 この規約の改廃は、ARDF 委員会の審議を経て会長が行う。

(別表) (第2条第2項関係)

資格の種別	競技大会における審判に係る担務
A級審判員	競技大会の審判員、審判長及び裁定長
B級審判員	(1) 競技大会の審判員 (2) 公認、支部及び地方競技大会の審判長及び裁定長
C級審判員	競技大会の審判員で、A級又はB級審判員の監督の下に行う業務

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。